

【1999（平成11）年度～2001（平成13）年度HEP21設立までの経緯】

1. 弘前市環境基本計画の策定

（1）弘前市の現状と課題

青森県の弘前市は津軽平野の南部に位置し、西に「津軽富士」とも呼ばれる「岩木山」（標高1,625m）を擁し、市内には世界自然遺産「白神山地」に源を発する「岩木川」が流れるなど、緑と水に恵まれた地域です。また、生産量日本一のりんごのまちとしても知られ、四百年の歴史を伝える津軽藩十万石の城下町として、「弘前城と桜」や、「ねぶた」で有名な文化観光都市でもあります。このような弘前市ですが近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動、都市化の進展や生活様式の変化により、廃棄物の問題や、生活排水による河川の汚染、また、動植物の生息空間の減少など、日常生活に起因する身近な環境問題が顕在化してきました。市では、1981年に「環境保全基本条例」を制定し、その後も関連条例等を整備して様々な環境問題に対処してきましたが、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨といった、地球的規模での環境問題も深刻なものとなり、既存の条例だけではそれらに十分に対処できる内容ではなくなってきていました。

（2）弘前市環境基本計画の策定

そこで市では、今日的な環境問題に対処するため、国・県で「環境基本計画」を策定したことに伴い、施策を推進する際の指針となる「弘前市環境基本計画」を、1999年度・2000年度の2年間で、国の補助（総事業費2千万円・補助額1千万円1/2）を受けて策定することとなりました。

・1999年2月19日、霞ヶ関環境庁における「環境基本計画推進事業費補助」のヒアリングで、補助金支出の要件として、環境基本計画策定段階から市民・事業者を入れて策定し、策定後も市民・事業者・行政の三者の協働により計画を推進していく仕組みづくりについて指導があり、それに沿った事業計画とすることで補助金を得ることができました。

・1999年4月から策定作業がスタートし、当時、ちょうど始まった「ごみの12分別」に関する地区・町会等への住民説明会開催時に、「環境基本計画策定」についても説明することになり、説明会は、2000年1月まで半年以上かけて、市の環境保全課職員総動員で285箇所の地区・町会等を廻り、参加者数は12,575人となりました。

・1999年5月28日、鶴見寛弘前大学理工学部教授を委員長に、村田孝嗣黒石中学校教諭を職務代理者として、今ではあたりまえになった市民公募を初めて大幅に取り入れ5名の市民公募委員を入れて全19名で構成された第一回環境基本計画検討委員会が開催されました。2001年2月までで12回開催したほか、検討委員による自主勉強会も5回開催しました。また、ワークショップ形式で市民の意見を聴取する「環境基本計画を考える会」も5回開催しました。

- ・1999年 9月25日 第1回環境基本計画を考える会の開催
- ・1999年11月 6日 第3回環境基本計画検討委員会の開催
- ・1999年11月27日 第2回環境基本計画を考える会の開催
- ・1999年12月27日 第3回環境基本計画を考える会の開催
- ・2000年 2月 5日 第4回環境基本計画検討委員会の開催
- ・2000年 2月26日 第5回環境基本計画検討委員会の開催
- ・2000年 5月11日 第6回環境基本計画検討委員会の開催



1999年7月第2回検討委員会



1999年9月第1回考える会



1999年11月第3回検討委員会

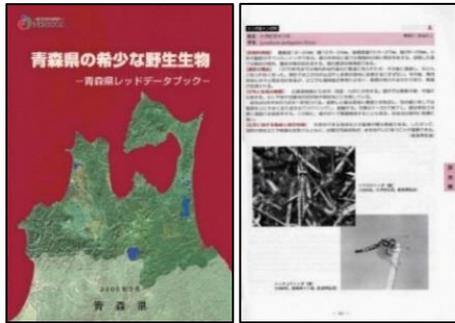


1999年12月 第3回考える会

2000年7月 第4回考える会

2001年2月 第5回考える会

- 2000年 7月 5日 第7回環境基本計画検討委員会の開催
- 2000年 7月 29日 第4回環境基本計画を考える会開催
- 2000年 8月 26日 トンボ池候補地視察。「弘前市環境基本計画」の策定中に、検討委員会において、「自然環境の復元」（自然保護から自然再生への意識転換）という重点施策項目が出されました。村田孝嗣委員より、自然環境の復元を実証するにふさわしい場所として、当時、県レッドデータブック絶滅危惧種 A ランクのトンボが2種（ハラビロトンボ・ハッチョウトンボ）棲息している貴重な場所が市内にあるとのことで、実際に現地を見てみることになりました。村田委員の案内により、トンボ池候補地（弘前市大字坂元字赤沢 1 番地）の視察が行われ、ここが、後に「弘前だんぶり池」（だんぶり：津軽弁でトンボ）となります。



青森県レッドデータブック

ハッチョウトンボ♂

2000年8月26日トンボ池候補地視察

- 2001年 1月 31日 第12回環境基本計画検討委員会の開催
- 2001年 2月 9日 目指す環境像から各施策、スローガンまで一字一句市民手作りの「弘前市環境基本計画（案）」が完成となり、鶴見寛検討委員会委員長から金澤隆市長へ引渡しが行われました。計画（案）は生活環境保全審議会の審議を経て、同年3月、「弘前市環境基本計画」*1として策定となりました。





*1「弘前市環境基本計画」
環境基本計画はその後、第二次、第三次と策定され、2001年3月策定の環境基本計画（左写真）は「第一次弘前市環境基本計画」と呼ばれる。本計画はアジェンダ21 実行計画にも位置付けられました。

計画（案）の引渡し 鶴見委員長と金澤市長（市長室にて）

- 2001年 2月 14日 第4回弘前市生活環境保全審議会開催 環境基本計画（案）諮問
- 2001年 2月 17日 第5回環境基本計画を考える会開催
- 2001年 3月 6日 第5回弘前市生活環境保全審議会開催 環境基本計画（案）審議
- 2001年 3月 19日 弘前市生活環境保全審議会田鎖会長より市長へ環境基本計画の答申

2. ひろさき環境パートナーシップ21の設立

・2001年5月1日、市民自らが策定に関わった「第一次弘前市環境基本計画（ひろさきアジェンダ21）」を絵に描いた餅に終わらせることなく、策定後も市民・事業者・行政のパートナーシップで推進するため、元「環境基本計画策定検討委員会委員」が中心となって、HEP21の前身組織HEART（ハート）21の立上げ準備を始めました。翌年2月までの10ヶ月間で26回の会合を重ねました。これには、環境基本計画担当の市の職員も参加し、この中で、市民・事業者・行政のパートナーシップのあり方や、「だんぶり池」づくりについても議論を重ねました。

・2002年2月16日、ダイエー弘前駅前市民ホールにて、「ひろさき環境パートナーシップ21（略称HEP21：Hirosaki Environmental Partnership 21）」の設立会が開催され、72名の会員や関係者が出席しました。代表に、鶴見實氏（弘前大学理工学部教授・現名誉教授）、副代表に村田孝嗣氏（故人・黒石中学校教諭）を選出しました。また、京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム事務局コーディネーターの能村聡氏を講師にお招きし、「市民・事業者・行政のパートナーシップについて」と題して講演していただいたほか、鶴見代表、村田副代表、能村氏の3人でディスカッション「どのようにしてパートナーシップを創っていくか」を行いました。



設立会鶴見代表挨拶



能村氏講演



ディスカッション



りんごジュースで乾杯

HEP21には発足時、自然環境グループ、生活環境グループ、地球環境グループ、快適・文化環境グループ、農業環境グループの5つのグループがあり、4ヶ月後に、こどもエコクラブを追加して、6つのグループとなりました。

3. 環境パートナーシップ協定の締結

・2002年3月23日、弘前パークホテルにて「パートナーシップ協定締結調印式」が行われ、金澤隆弘前市長と鶴見實代表が、パートナーシップ協定書にサイン・押印しました。その後、岩手県立大学総合政策学部の高橋秀行助教授による「環境パートナーシップの現状と課題」と題した記念講演が行われました。その中で、環境基本計画推進段階でのパートナーシップ協定締結は日本初とのことでした。さらに、「現在、パートナーシップ組織の仕組み等が問題となっている。これまで大方の組織は、行政・市民・事業者等が全部入った一体型組織の方向だったが、弘前は行政とは別に、市民・事業者側で組織を作って、その組織が行政と役割分担を明確にして対等なパートナーシップ協定を結ぶという方向を選択した。これは、これからの方向と

して、正に現在の各地の環境パートナーシップ組織の問題点を克服する方向性を、弘前が先進的に提示したといえる。」と、高い評価をいただきました。いよいよHEP21が活動開始となりました。



金澤市長挨拶



鶴見代表挨拶



高橋助教による記念講演



協定締結調印式



パートナーシップ協定書



金澤市長と鶴見代表

○金澤隆市長挨拶

環境パートナーシップ協定調印式の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、「ひろさき環境パートナーシップ21」代表の鶴見先生や会員の皆様をはじめ、市民・事業者の方々、また、後ほどご講演をいただく岩手県立大学の高橋先生には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から市の環境行政に、特段のご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

近年、身近なごみの問題から地球の温暖化、オゾン層の破壊といった地球規模での環境問題まで、環境をめぐる課題は複雑多様化してきております。このような中、弘前市は、平成十二年、「弘前市総合計画」を策定いたしました。その中で、二十一世紀の弘前市の将来像を定め、三つのキーワードとして、「人・産業・環境」を掲げております。この将来像の一つである「環境にやさしい自然と調和したまち」を具体化していくため、最初の取り組みとして、平成十三年三月、市民の方々にも参画していただき、市の環境行政の指針となる「弘前市環境基本計画」を策定いたしました。今後は、この計画の基本理念に基づき、盛り込まれた各種施策を、実行に移していくことが求められております。

弘前市は、西に秀峰「岩木山」を望み、世界遺産に登録されている白神山地に源を発する「岩木川」が市街地を流れるなど、豊かな自然環境に恵まれております。また、「お城と桜とりんごのまち」と言われますように、弘前城跡をはじめとする多くの歴史的文化遺産にも恵まれ、落ち着いたたたずまいを見せるまちであります。これらの美しい自然環境や、文化環境を守り育てながら、より快適な生活環境を創っていくことが、私どもの責務と考えております。

環境問題は、ひとり行政のみで解決することは困難であることから、本日ここにお集まりの皆様方をはじめ、市民・事業者・市の三者がパートナーシップに基づき、連携・協働しながら、取り組んで参りたいと考えております。

また、このたび環境基本計画の策定に関わった、検討委員の方々を中心となって、環境基本計画推進のためのパートナーシップ組織のあり方について、協議を重ねられ、「ひろさき環境パートナーシップ21」を立ち上げられました。本日のパートナーシップ協定調印式を迎えるこ

とができますのも、環境に対する皆様の熱意の賜であり、心から感謝を申し上げる次第であります。

本日の環境パートナーシップ協定の締結は、全国的に見ましても例が少なく、かなり先進的なものであると思っておりますが、先ほど申し上げました地球規模での環境問題の発生や、高度情報化や少子高齢化、地方分権など、自治体を取り巻く様々な状況から、今後はますますこのようなパートナーシップが重要になっていくものと思っております。

本日の調印式は市の環境行政にとって、まさにスタート地点に立ったものと考えております。市といたしましても、今後、環境マネジメントシステムISO14001の認証取得をめざすなど、率先して環境に配慮して参りますので、皆様方の一層のご協力ご支援をお願い申し上げます。挨拶といたします。

○鶴見實代表挨拶

皆様こんにちは。代表の鶴見でございます。

本日の調印式は、市長さんのごあいさつにありましたように、日本でも数少ない市民・事業者と市役所とが対等に協定を結ぶ記念すべき調印式となりました。このことは、このあとの高橋先生のお話にもおそらくご説明いただけることと思えます。

3年前の市民参加による環境基本計画策定作業からはじまり、パートナーシップ21の準備に1年かけました。この間「弘前市の環境問題を、弘前市民としてどのように解決すべきか」話し合い検討してまいりました。この調印式は、市民の解決への努力に対して市役所が協力してくださる、という協定書の調印式であります。

市の総合計画の中にも市民・事業者・行政による協働という言葉がたくさん書かれております。このたびの、このパートナーシップ協定は、その協働が具体的に書面で表れた最初のものとなりました。しかしながら、協働作業はすでに2年前から、皆様の努力により行われております。弘前ではごみの12分別を協働でご存じのように成功させました。実際は市役所も市民も大変だったわけですが、今になってみると、「やればできる」そう思う人は多いでしょう。このやり方で他の環境問題にも取り組みたいと願っています。

ごみ分別の努力によって二酸化炭素は1.5%削減されました。さらにごみの量そのものを減らしていきたい。「元から断たなきゃダメ」というわけです。それがパートナーシップの中の生活環境グループがかかげる当面の目標「グリーンコンシューマー」となっております。弘前が日本で最初に6%削減した都市になるのも夢ではないでしょう。

パートナーシップ21協定が結ばれスタートする今年は、とんぼ池構想の実現を目指す自然環境グループの活躍が注目されると思えます。快適文化環境グループは弘前公園や一大小跡地の有効活用をさぐり望ましい街づくりを考えます。農業環境グループは津軽地域の食品リサイクルや有機農法を検討しています。地球環境グループは環境国際基準ISO14000シリーズを弘前の企業へ普及すること、そして地域の活性化をにらんだエコ・マネーの導入を生活環境グループとともに検討しています。

私たちはこれら多くの夢を持って、これからスタートすることになります。『自分たちのことはできるかぎり自分たちで。』ここにお集まりの方々を中心となって「手さぐりで」ゆっくり確実に歩いていけばよいのだと思えます。なにしろ環境基本計画は50年後を見ずえて考えているのです。

今お話ししましたように、このパートナーシップの活動対象となる問題は、弘前市役所の環境保全課だけの問題ではありません。都市計画課、市民課、観光課、農水課、総合計画推進室、学習情報館など多くの部署の方々にご協力願わないと実現できないものです。「弘前市はボランティアの街を目指す」というお話をお聴きしました。正にパートナーシップの目指すところと同じです。これからの市役所の方々の応援をお願いしなければなりません。できること、できないことを共有して悩んでいきたいと思えます。

現在「ひろさき環境パートナーシップ21」の会員数は、設立から一ヶ月で140人を超えました。参加団体は6団体です。会員の皆様には足元からの行動と、これからのご協力をお願い

いするしだいです。

最後に、いままで「ひろさき環境パートナーシップ21」の設立とその出発に努力して下さった多くの方々、環境基本計画元検討委員、そして夜おそくまで無償で議論下さったHEART21の準備会にお集まりの市民・事業者の方々、さらに環境保全課をはじめとする市役所の方々に感謝いたします。これをもってご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○岩手県立大学総合政策学部 高橋秀行助教授 記念講演「環境パートナーシップの現状と課題」

1. 環境パートナーシップとは？

地域のすべての主体（市民、市民団体、事業者、行政等）が、それぞれの役割と責任を果たしながら、それぞれのもつ良さを発揮して、互いに連携して環境問題に取り組むこと。

さらに、市民や市民団体、事業者、行政等が連携して環境問題に取り組む（＝環境パートナーシップ）ための「組織」や「仕組み」（＝環境パートナーシップ組織）が存在すること。

2. なぜ環境パートナーシップなのか？

（1）公害問題（発生源が特定。加害者・被害者の図式が明確）から生活環境問題・地球環境問題への環境問題の広がり（発生源が不特定。加害者・被害者の図式が不明確あるいは両者が交錯）

（2）行政だけの取組では問題解決できない→市民、事業者の取組が不可欠（日常生活や事業活動における環境への配慮が不可欠）→市民参加・事業者参加による環境基本計画の策定。さらに環境基本計画を各主体レベルで具体化するために、市民や事業者などが実践すべき「環境行動（配慮）指針・計画」の策定→しかし、計画や行動指針をつくっただけで、市民や事業者の間に「環境配慮行動」が広まるわけではない。市民や市民団体、事業者のなかで、行政と連携して率先して行動する担い手が生まれることが必要。次に、こうした担い手と行政が連携・協働する「仕組み」が必要。

（3）既存市民団体の限界→環境市民団体も実はテーマ別の縦割り。また、「地域の環境を良くしたい」との思いのある市民すべてが市民団体に参加しているわけではない。団体に参加していないが、やる気のある市民を生かすことも「環境パートナーシップ」の大きな特徴。

（4）異なるセクター（市民団体と事業者、事業者と行政等）との交流から新しい発想や発見、相互理解が生まれる。

3. 環境パートナーシップ組織の現状

（1）（第1期）環境パートナーシップ組織の誕生

- ・とよなか市民環境会議（大阪府豊中市：1996年）
- ・せたがや環境フォーラム（東京都世田谷区：1997年）
- ・高山市快適環境づくり市民会議（岐阜県高山市：1998年）
- ・京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム（京都市：1998年）
- とよなか市民環境会議：会長（市長）→役員会（会長・副会長・幹事等）→ワーキンググループ→部会（生活部会・自然部会・産業部会・交通部会）→総会（会員＝市内約150団体）
事務局：環境企画課

●高山市快適環境づくり市民会議：会長（市長）→理事会（会長・副会長・理事30名以内）→自然部会、資源・景観部会、生活・地球部会、教育部会→大会（会員：個人約230、事業所・法人約170）
事務局：市民環境部環境資源課

（2）（第2期）環境パートナーシップ組織の全国への広がり（事務局＝行政型）

●豊中市や高山市などの組織をモデルにした環境パートナーシップ組織を、各自治体が環境基本計画、環境行動計画、ローカル・アジェンダ21等策定を機に推進組織として設置（福島市・会津若松市・つくば市・川越市・久喜市・入間市・春日部市・狛江市・足立区・目黒区・長野市・可児市・福井市・大津市・長岡京市・熊本市など）

（参考）「環境パートナーシップ推進に関する自治体アンケート調査」（おおつ環境フォーラム準備会議：2001年8月実施。252自治体を対象。有効回答数182自治体）より

●環境パートナーシップ組織や仕組みがありますか？

1. 既にあり、活動している（実質的に活動中の準備会議を含む） 24%
2. 平成 13 年度中に活動する予定 3%
3. 活動する方向で検討中 8%
4. 組織の設置について研究中 33%
5. 設置する予定はない 21%
6. その他 8%

（注）完全に行政主導のものから、準備会の段階から市民と行政が協働で進めてきた「ながの環境パートナーシップ会議」「おおつ環境フォーラム」等、市民のイニシアティブの度合いには多様性がある。事務局機能のほとんどは行政の担当課が行っているが、なかには「ながの環境パートナーシップ会議」のように、「企画運営会議」に参加する市民、事業者、行政担当者が事務局機能を分担する組織もある。

●少数派として、委員会型（メンバーの任期・定員・各主体ごとの人数枠があらかじめ定められている）がある（札幌市環境保全協議会、志木市環境基本計画市民推進会議、みずさわ環境市民会議、郡山市環境保全推進会議など）

（3）（第 3 期）明確に市民組織・NPO としての「パートナーシップ組織」設立および事務局機能を市民が担当する方向へ

みのおアジェンダ 21 の会（箕面市）、池田市環境問題市民会議（エコスタッフ：池田市）→ローカルアジェンダ 21 や環境基本計画等の策定に関わった市民・事業者等が推進組織を「市民団体」として設立。市の公益活動促進条例の登録団体となり、普及促進事業等を市から委託。

●みのおアジェンダ 21 の会：子ども版ローカルアジェンダ 21 の原稿作成を市から委託

●池田エコスタッフ：池田市公益活動促進に関する条例にもとづく「公益活動団体」としての登録を得、市から事業委託を受けるとともに、環境基本計画の進捗状況をチェックする。

・第 2 期型の環境パートナーシップ組織ながら、事務局のスタッフ（事務局長 1 名、事務局員 2 名程度）を環境 NPO から派遣（人件費は市が負担）→京のアジェンダ 21 フォーラム

・NPO 法人「つくば環境フォーラム」が市内の環境市民団体のネットワーク（アースデイつくば）の事務局を担当すると同時に、将来的には環境パートナーシップ組織である「つくば市民環境会議」の事務局を行政から委託する方向（つくば市）

では、「ひろさき環境パートナーシップ 21」は？

●弘前市環境基本計画策定後、昨年 5 月から約 9 ヶ月にわたり市民・事業者・行政から構成される「準備会合」（ハート 21）を開催。環境基本計画検討委員会を含め、パートナーシップの経験が豊富

●市民の自立した組織として発足

●事務局機能を市民が担当

●箕面市や池田市のような「公益活動促進条例」の定める登録団体となり、市からの事業委託を受ける方向ではなく、市長と「パートナーシップ協定」を締結する途を選択

●環境パートナーシップ組織と行政との役割分担の明確化

●条例や計画の作成段階で、行政の呼びかけに応じ集まった市民が自立的な組織をつくり、市長と「パートナーシップ協定」（市民提案の最大限の反映）を締結した事例（みたか市民プラン 21 会議、多摩市市民自治基本条例をつくる会、西東京市まちづくり市民会議）はあるが、計画推進段階での「パートナーシップ協定」は初めて

↓

環境パートナーシップ組織の新しい方向を提示+従来の環境パートナーシップ組織の抱える問題に対する解決の方向性を提示

4. 環境パートナーシップ組織の問題点

（1）形式上は任意組織・市民組織だが、事務局は行政が担当、財政的にも行政が支援→行政丸抱えの組織（半公的組織）

（2）前記と関連するが、執行機関の附属機関でもないし、とって純粋な（自立した）市民組織でもない「グレーゾーン」の組織

(3) 行政依存が強く、市民からの発案・提案が弱い(官製市民運動化)

(4) 既存の市民団体との関係をどうするか?→市民団体とパートナーシップ組織の両者に関わる人は「二足の草鞋」を履くことに。また、パートナーシップ組織の官製市民運動化に対し、既存の市民団体が反発する可能性も

(5) 事業者や事業者団体の参加が相対的に弱い

(6) 事業内容について、先進的な事例(豊中・高山など)をそのままコピーする例が多い(買い物袋持参キャンペーン、アイドリング・ストップ・キャンペーン、環境家計簿運動など)

5. 今後の組織の方向

●市民活動の基盤の弱いところ→当面は環境基本条例にパートナーシップ組織設置を明記。行政の担当課が事務局を担当し、「執行機関の附属機関」として位置づける→その場合、環境審議会との役割分担の明確化が必要(岩手県滝沢村環境基本条例第33条で設置を明記した「たきざわ環境パートナー会議」→環境審議会は専門的視点からのチェック機関・アドバイス機関。これに対し、パートナー会議は、住民なら誰でも参加できる実働部隊)。

●市民活動が活発で、市民が事務局機能を担当できる場所→市民組織としての自立性を高めていくべき。最低限、事務局機能を市民がより分担する方向。さらに事務局機能を市民団体や市民団体からの派遣メンバーに委託するか(京都・つくばなど)、思い切って弘前のように明確に自立した市民組織としてスタートし、行政とパートナーシップ協定を締結。

●パートナーシップ組織の市民、事業者には、組織が成熟し、機能が拡大するにつれ、より自立性(事務局機能、会議記録や活動記録等の作成、会計の自立)が求められ、一方、行政には事務局機能の補助、財政補助、情報提供等、パートナーシップ組織への支援等が必要とされる(市民・事業者の自立化と行政の得意分野を生かした支援の必要)→この点を明確にした点で、「ひろさき環境パートナーシップ21」は先駆的。

●環境パートナーシップ組織の形態を「一元的」に考える必要はないのではないか→活動内容が広がった場合、市長をトップにする啓発組織と行動を担う推進組織を分離したり(とよなか市民環境会議)、部会の性格に応じ事務局の民間委託する方向性(とよなか市民環境会議)なども検討されて良い。

また、パートナーシップ組織の活動を「法的裏付けのあるもの」「裏付けのない任意組織」、あるいは「時限があり目的達成とともに解散するもの」「永続的なもの」等に分け、目的・コスト・人的資源等などの状況もふまえ、使い分けでも良い(京都府長岡京市「仮称・環境の都会会議」)。

6. 「ひろさき環境パートナーシップ21」の課題(あくまでも私見)

(1) 弘前市環境基本計画策定にかかわったメンバーから出発し、どこまで裾野を広げられるか?

(2) 新しいメンバーが参加するにともない生まれる新旧メンバーのギャップをどう埋めるか?

(3) 既存市民団体との関係をどのように築いていくか。また既存市民団体の認知をどのように得るか。また、既存市民団体からの差別化(行政による支援)をどのようにして正当化するか。既存市民団体との役割分担、協力をどのように図るか?

(4) 人的に行政から自立していても、当面、財政的には行政からの支援に頼らざるを得ない。行政からの継続的な財政支援を確保する仕組みと同時に、自前の財源を確保する必要性も。

(5) 自己の活動を評価し、一般の市民に公表する責務がある(内部の自己評価組織としては、おおつ環境フォーラムの「活動評価委員会」が参考になる)。また市の環境基本計画年次報告書に活動の進捗状況点検・評価結果を掲載し、市民の検証を受けることも検討されるべき。

(6) 環境基本計画の推進組織にとどまらず、「パートナーシップ協定」を生かして、弘前市環境基本条例(案)の原案を「ひろさき環境パートナーシップ21」が市長に提言したらどうか。あわせて、市に対する「提言機能」も発揮するべき。

(7) パートナーシップの「原則」

- ・対等の原則
- ・情報の共有・公開の原則

- 参加の原則
- 各主体の違いを認める
- 各主体の違いをむしろ生かす
- 一致点で協力・行動
- 不一致の点は留保
- 大きなビジョン（まちをどのような方向にもっていきたいか）では一致